

事務連絡
令和6年11月12日

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）
（公印省略）

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（周知依頼）」の修正について

令和6年7月4日付に発出した「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（周知依頼）」については、別添に一部誤記等があったため、下記のとおり修正します。

貴職におかれましては、執務の参考としていただくとともに、貴団体会員に対し、別添の内容について周知頂きますようお願いいたします。

記

下記のとおり、誤記がありましたので訂正いたします。

（修正箇所：傍線部分）

正誤箇所	誤	正
別添 第2 省エネ基準適合の全面義務化について（改正建築物省エネ法第10条、第11条及び第12条関係） 3. 設計住宅性能評価等を受けた場合の省エネ適判の省略（コース1） （2）計画変更と完了検査申請の提出書類について 十一行目	なお、コース1のうち設計住宅性能評価により省エネ適判を省略した場合にあっては、住宅品質確保法施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（以下「変更設計住宅性能評価」という。）を受け、変更設計住宅性能評価書又はその写しを、長期優良住宅建築等計画の認定により省エネ適判を省略した場合にあっては、変更した計画について認定を取得し、認定書又はその写しを、長期使用構造等の確認により省エネ適判を省略した場合にあっては、変更した計画について確	なお、コース1のうち設計住宅性能評価により省エネ適判を省略した場合にあっては、住宅品質確保法施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（以下「変更設計住宅性能評価」という。）を受け、変更設計住宅性能評価書又はその写しを、長期優良住宅建築等計画の認定により省エネ適判を省略した場合にあっては、変更した計画について認定を取得し、認定書又はその写しを、長期使用構造等の確認により省エネ適判を省略した場合にあっては、変更した計画について確

	<p>認を受け、確認書又はその写し（以下「変更設計住宅性能評価書等又はその写し」という。）を同号に規定する書類の一部として、当該変更設計住宅性能評価、長期優良住宅建築等計画の変更認定又は長期使用構造等の変更確認に要した図書及び書類（以下「変更設計住宅性能評価等に要した図書及び書類」という。）を同項第4号ロに規定する図書及び書類として提出する。</p>	<p>認を受け、確認書又はその写し（以下「変更設計住宅性能評価書等又はその写し」という。）を同号に規定する書類の一部として<u>提出することも可能であり、その際には、当該変更設計住宅性能評価、長期優良住宅建築等計画の変更認定又は長期使用構造等の変更確認に要した図書及び書類</u>（以下「変更設計住宅性能評価等に要した図書及び書類」という。）を同項第4号ロに規定する図書及び書類として提出する。</p>
<p>別添 第2 省エネ基準適合の全面義務化について（改正建築物省エネ法第10条、第11条及び第12条関係） 5. 施行日前後の省エネ基準適合義務に関する適用関係について 二十三行目</p>	<p>「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について」（<u>令和6年6月25日付け国住指第134号・国住参建第1441号</u>）で既に通知したとおり、施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、施行日以後の計画変更や完了検査において、省エネ基準への適合が必要となる。</p>	<p>「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について」（<u>令和6年11月12日付け国住指第279号・国住参建第2610号</u>）で既に通知したとおり、施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、施行日以後の計画変更や完了検査において、省エネ基準への適合が必要となる。</p>
<p>別添 第2 省エネ基準適合の全面義務化について（改正建築物省エネ法第10条、第11条及び第12条関係） 5. 施行日前後の省エネ基準適合義務に関する適用関係について （2）施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工し、計画変更</p>	<p>省エネ適判を要する場合は、<u>計画変更申請時</u>に、適合判定通知書又はその写し及び計画書の副本又はその写し等の提出が必要となる。</p>	<p>省エネ適判を要する場合は、<u>計画変更の確認審査時</u>に、適合判定通知書又はその写し及び計画書の副本又はその写し等の提出が必要となる。</p>

<p>の確認申請を行う場合 三十八行目</p>		
<p>別添 第2 省エネ基準適合 の全面義務化について (改正建築物省エネ法 第10条、第11条及び第 12条関係) 6. 省エネ適判に係る添 付図書等について (1) 各種計算書につい て 二十六行目</p>	<p>新設</p>	<p><u>なお、各種計算書の一部として、住宅品質確保法施行規則第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書又は同規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を省エネ適判の審査で活用することが可能であるため、適切に運用されたい。また、住宅型式性能認定書は、改正建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物に関する確認審査で活用することも可能であることに留意されたい。</u></p>
<p>別紙1 住宅に係る1) エネルギー消費性能を 向上させる変更又は当 該性能に影響しないこ とが明らかな変更</p>	<p>ロ <u>通気</u>等の利用によりエネ ルギー消費性能が低下しない 変更</p>	<p>ロ <u>通風</u>等の利用によりエネ ルギー消費性能が低下しない 変更</p>
<p>別紙1 住宅に係る2) 一定以上のエネルギー 消費性能を有する建築 物について、一定の範囲 内でエネルギー消費性 能を低下させる変更</p>	<p>次のイ又はロの変更が該当す る。 イ 床面積 (略) ロ 外皮 外皮面積の合計に変更がなく、 変更前の外皮平均熱貫流 率、冷房期の平均日射熱取得 率が基準値の0.9倍以下の場 合に、次の(イ)から(ニ) のいずれかに該当し、これ以 外の事項についてエネルギー 消費性能が低下しない変更。 (イ) (略) (ロ) 変更する開口部面積</p>	<p>次のイ又はロの変更が該当す る <u>(イとロの変更を同時に行 う場合を除く)</u>。 イ 床面積 (略) ロ 外皮 外皮面積の合計に変更がなく、 変更前の外皮平均熱貫流 率、冷房期の平均日射熱取得 率が基準値の0.9倍以下の場 合に、次の(イ)から(ニ) のいずれか <u>(同時に二以上の 変更を行う場合を除く)</u> に該 当し、これ以外の事項につい てエネルギー消費性能が低下 しない変更。 (イ) (略) (ロ) 変更する開口部面積</p>

	<p>が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 (ハ) ~ (ニ) (略)</p>	<p>が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の<u>開口部</u>の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 (ハ) ~ (ニ) (略)</p>
<p>別紙1 住宅に係る3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更</p>	<p>次のイ又はロのいずれかに該当する変更を除く。</p>	<p>次のイからハのいずれかに該当する変更を除く。</p>